

平成31年度学校いじめ防止基本方針

岩手県立久慈東高等学校

I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、全ての教職員がいじめの未然予防と解決に取り組まなければならない。あわせて、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、保護者や関係機関との連携を図りながら、問題を抱える生徒一人ひとりに応じた支援や指導を組織的に進めていく必要がある。

また、生徒に対しては、いじめは許されない行為であることを十分に理解させ、個々の生徒及び生徒集団が、いじめを行わない・いじめを許容しないという意識を形成できるように指導する必要がある。さらに、生徒が互いに尊重しあい、安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことで充実感が得られるよう、生徒理解に努めながら生徒指導の充実を図ることが重要である。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本的認識

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであると認識する。
- (2) いじめは人権侵害であり、被害者のみならず加害者や周囲の人の心に大きな傷を残すことになるため、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (3) いじめの問題の多くは、人間関係のもつれに起因しているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる場合が多いことを認識する。
- (5) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、不適切な認識や言動はいじめを助長したり深刻化させたりすることがある。
- (6) いじめの予防や問題解決は、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- (7) いじめには多様な態様があり、その行為の態様によっては暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがあり、不法行為として刑事罰を受け、損害賠償責任が生じることもあり得る。
- (8) 暴力を伴わないいじめであっても暴力を伴ういじめと同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得ることや、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するようないじめもあることに留意する。

Ⅱ いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、集団の規律性を確保して安全・安心な学校生活の保障に努める。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる教育活動を推進する。
- (3) 学習活動において、生徒に基礎基本を定着させるとともに、達成感・成就感をもたせられるように心がける。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、お互いの人格を尊重し合える人間関係を構築できるよう、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことから、決して許されない行為であることへの理解を深めさせる。
- (6) どのような行為がいじめに該当するのか具体的に列挙して目に付く場所に掲示するなど、いじめ防止に関する啓発活動を行うとともに、生徒が主体的・積極的にいじめの問題について考える活動等を支援する。
- (7) いじめの「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在と、周辺でいじめを「傍観」して暗黙の了解を与えている存在にも注意を払いながら、生徒の所属集団の構造上の問題点（無秩序や閉塞性等）の解消を図り、集団全体にいじめを許容しない雰囲気と規範意識を醸成する。
- (8) いじめを認識したら放置せずに適切な行動ができるように指導するとともに、その行動が当然の行為として認められるように生徒の所属集団を指導する。
- (9) いじめを含め個々の生徒が抱える問題について教職員間で情報共有を図るとともに、スクールカウンセラー、相談員、支援員等を積極的に活用して相談に当たる。
- (10) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に対する生徒の自主的な活動への支援を行う。

2 生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自他共にかげがえのない命を与えられ、社会の中で生きていることを理解し、相互に尊重しあう思いやりの心を育むとともに、他者との絆づくりの活動を促す。
- (2) 学級活動や生徒会活動等の場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらよいか考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) いじめの問題等を話し合いにより解決する活動を通して、意見の相違や多様性を越えて合意形成するコミュニケーション能力を高め、望ましい対人関係を構築できる社会性を培う。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりがセルフケアやストレスマネジメントについて理解を深め、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (5) 自己の言動が他者にどのような影響を与えるのか判断し、適切な言動ができる思考力を養う。

3 いじめの防止等の対策のための組織（別表）

本校は、いじめ防止に関する取り組みを実効的に行う中核組織として「いじめ問題対策委員会」を設置し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。

（1）構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、教育相談課主任、養護教諭、スクールカウンセラー、当該HR正担任とする。外部専門家の参画については、可能な範囲とする。

（2）取り組み内容

①企画・立案・検証

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定と指導計画（道徳教育の全体計画）の作成。
- イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み。
- ウ いじめ防止等に係る校内研修の企画。
- エ P D C Aサイクルによる学校いじめ防止基本方針や指導計画の点検と見直し。

②未然防止・早期発見・事案対処

- ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりと生徒の主体的な活動の支援。
- イ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- ウ いじめを含む生徒の問題行動等に係る情報の収集と組織的な対応。
- エ いじめに関する情報があった場合の調査（アンケート・聴き取り）による事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- オ いじめの被害生徒及び加害生徒への対応方針の決定と指導体制の編制。
- カ いじめの被害生徒及び加害生徒の保護者への対応と連携。

③情報共有

- ア 当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- イ 情報共有の手順及び共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、教職員に周知する。

④学校いじめ対策組織の周知

- ア いじめ問題対策委員会の自らの存在と活動内容を、生徒・保護者・関係機関・地域に周知する取り組みを実施する。
- イ いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適正に解決する相談・通報の窓口であると、生徒から認識されるように努める。

（3）開催時期

平常時は、いじめアンケート実施後に定期開催する。いじめ事案の発生時は緊急開催とし、事態の収束まで随時開催する。

4 生徒の主体的な取り組み

生徒によるいじめの未然防止の取り組みとして、主体的にいじめの問題について考え、議論する活動等に取り組む。

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅」や「STOPいじめ作戦」等の取り組み。
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成。
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や学級活動等の取り組み。
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等の各種イベントへの参加。

5 家庭・地域との連携等

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を入学時や各年度の開始時に生徒・保護者・関係機関等に説明する。
- (3) P T Aの各種会議において、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (4) いじめ防止等の取り組みについて、生徒課通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。また、子どもの変化に気づいてもらうための資料等を配布する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を指導計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の共通理解と資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会を年2回実施する。
 - ①法や基本方針の理解等について（4月）
 - ②いじめ事案への対処法等について（6月）
- (2) いじめの問題に対する取り組みについての検証と自己診断。

〈いじめの態様〉

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) 教職員は、生徒がいじめや人間関係のトラブルを相談しやすいよう、日頃から生徒との信頼関係の構築に留意する。さらに、生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
- (2) 教職員は、生徒の訴えやささいな兆候や懸念を抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て校内の組織や関係者に報告・相談する。
- (3) 早期発見はいじめへの迅速な対応の前提となることから、日常の観察において、生徒の表情や行動の変化を見逃さないように留意する。また、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。
- (4) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で遊びやふざけあいを装って行われるため、大人が気付かなく判断しにくいことがある。よって、授業中や休み時間及び、放課後の部活動等においても生徒の様子に目を配るように努める必要がある。
- (5) 特定の間人間関係の中に上下関係がある場合、いじめを受けている生徒がいじめを否定することがあるので注意する。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行うとともに、必要に応じて保護者の協力を得て対応に当たる。
- (7) 教職員間で密に情報交換をしながらいじめの発見に努める。また、地域や関係機関との連携を深めるとともに生徒に関わる情報交換を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、アンケート調査等により情報収集を行う。あわせて、スクールカウンセラーによる教育相談を行うなど、いじめを訴えやすい体制を整える。

なお、生徒に対するアンケート調査を実施する際に、生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取り組みの改善につなげる。

- (1) 生徒を対象としたいじめアンケート調査 年4回実施（6月、9月、11月、2月）
- (2) 教育相談による生徒からの聞き取り調査 随時

3 いじめ等の相談窓口

いじめを受けている生徒が教職員や保護者に相談することや、いじめを認識した生徒が教職員等に報告することは、多大の勇気を要する行為である。いじめを大人に打ちあけることで、場合によっては、いじめがエスカレートし、いじめを報告した生徒がいじめの対象になる可能性がある。このことを十分に認識して、その対応について細心の注意を払わなければならない。また、いじめの相談を受けた場合やいじめの兆候を発見したときは、必ず関係する教職員が情報を共有し、迅速な対応を行う。

4 家庭や地域との連携について

P T A総会や三者面談等において学校の取り組みを説明し、保護者の理解と協力を得ながらいじめの予防と早期発見に努める。さらに、生徒の規範意識を養うための指導を適切に行うことができるように情報提供をしながら家庭の協力を求める。

また、学校ホームページ等を活用し、学校評議員や地域社会にいじめ防止の取り組みを紹介して理解と協力を求める。

〈本校及び関係機関におけるいじめ等の相談窓口〉

- ◆ 日常のいじめ相談（生徒および保護者） ・ ・ ・ ・ 全教職員が対応
- ◆ スクールカウンセラーの活用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 教育相談課・養護教諭
- ◆ 地域からのいじめ相談窓口 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 副校長
- ◆ インターネットを通じて行われるいじめ相談 ・ ・ 学校または久慈警察署
- ※ 市町村設置の相談窓口 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 久慈市少年センター 0194-52-2111
- ※ 24時間いじめ相談電話（県教委） ・ ・ ・ ・ ・ 019-623-7830（24時間対応）
- ※ 24時間子供SOSダイヤル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・